

ご利用案内

こどもから大人まで、お気軽に活用ください！

🕒 開館時間

午前9時から午後9時まで

ただし「託児室」は開館日の午前7時30分から午後9時まで

「行政サービスコーナー（住民票・印鑑証明発行）」、「親と子のすこやか広場」、「高齢者いきいき相談室」、「健康交流スペース」は午前9時から午後6時まで

「交流スペース」は午前9時から午後7時まで（有料の一部使用時は午後9時まで）

📅 休館日

毎月第1月曜日と第3月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月30日から1月3日

ただし「中南和県税事務所高田窓口センター（Tel.0745-51-8100）」、「中和保健所高田出張所（Tel.0745-51-8133）」、「消費生活センター中南和相談所（Tel. 0745-22-0931）」の開庁日及び開庁時間は異なりますので各事務所までお問い合わせください。

👥 団体登録

市民活動を行うことを目的として設立された団体（既存の団体も含まれます）で、大和高田市のまちづくりに寄与すると認められる団体は市民活動団体として市民交流センターに登録することができます。

市民活動団体に登録すると、施設内等において団体のPRや活動状況を公開でき、団体活動に関する様々な情報を得ることもできます。登録の受付は平成28年1月より市役所自治振興課で行います。4月以降は市民交流センターで受付となります。

👥 貸館の受付

施設	受付開始日時
市民活動団体が、多目的室又は会議室を使用する場合	使用する日（以下「使用日」という。）の前6月に 当たる日の属する月の初日の午前9時
市民活動団体以外の者が、多目的室又は会議室を使用する場合	使用日の前3月に当たる日の属する月の初日の午前9時
交流スペースの一部を専用的に使用する場合	使用日の前3月に当たる日の属する月の初日の午前9時
託児室を使用する場合	使用日の前1月に当たる日の属する月の初日の午後1時

ただし、多目的室又は会議室の登録した市民活動団体が使用する場合の平成28年5月から10月分の受付は平成28年4月1日から、市民活動団体以外が使用する場合の平成28年5月から8月分の受付は平成28年5月1日から、交流スペースの一部利用は平成28年5月1日から受け付けます。また、こどもの託児室の使用受付は4月1日から受付ます。受付場所は市民交流センター内となりますが、4月24日のオープン日までは準備期間となるため、施設内の見学はできません。

Ⓜ 施設使用料

多目的室

区分	午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	午前・午後 9:00-17:00	夜間 18:00-21:00	午後・夜間 13:00-21:00	全日 9:00-21:00
登録した 市民活動団体	1,500円	2,000円	3,500円	1,500円	3,500円	5,000円
市民活動団体 以外の者	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	15,000円

会議室

区分	午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	午前・午後 9:00-17:00	夜間 18:00-21:00	午後・夜間 13:00-21:00	全日 9:00-21:00
登録した 市民活動団体	600円	800円	1,400円	600円	1,400円	2,000円
市民活動団体 以外の者	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	4,000円	6,000円

交流スペースの一部利用

区分	午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	午前・午後 9:00-17:00	夜間 18:00-21:00	午後・夜間 13:00-21:00	全日 9:00-21:00
登録した 市民活動団体	450円	600円	1,050円	450円	1,050円	1,500円
市民活動団体 以外の者	1,500円	1,500円	3,000円	1,500円	3,000円	4,500円

※備品使用時は備品使用料がかかります。

託児室

区分	金額
生後満6月から3歳未満児	1人1時間につき700円
3歳以上児から小学校就学前まで	1人1時間につき500円

※1人、1日あたり最大4時間まで、1月あたり最大12日まで利用可能です。

駐車場

金額

1時間につき200円。1日最大1,000円

※ただし、施設利用者は1時間無料とします